

「恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）に関する意見募集」に対して提出された意見及び総務省の考え方

- 意見募集期間：令和８年７月１７日（金）～同年８月２０日（木）
- 提出意見数：１２件
- ※提出意見数は、意見提出者数としています。
- 意見提出者の属性や連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	匿名	恩給の受取人も高齢で、オンライン申請が出来ない者が多い状況なのに、強引なデジタル一本化は おかしい。 オンラインは デジタル完結できる仕組みとするにしても、書類による手続きを廃止すべきではない。	本件は、書面による手続きを廃止するものではなく、新たにオンラインによる手続きを追加するに際して、所要の規定を整備するものです。	無
2	匿名	本省令案について、以下の３点の懸念から、運用等の見直し及び国民への十分な説明を求めます。 1. 証書の添付・返納廃止に伴う「なりすまし」等、不正受給への対策について 本改正案では、手続きのオンライン化に合わせて、オンライン化しない手続きを含めた全ての手続きで恩給証書等の添付や返納を求めないとしています。しかし、これは受給者（またはその親族等）の手元に効力を失った古い証書が残り続けることを意味します。デジタル化の進展と物理的な証書の回収廃止が相まって、権利がない者や権利が消失した者によ	本件は、書面による手続きを廃止するものではなく、新たにオンラインによる手続きを追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書の返納を求める規定等を整備するものであって、支払い自体に必要な手続きや生存確認等について変更するものではないことから、本件によって、不正受給が生じるとは考えておりません。 高齢受給者の不利益防止とアナログサポート体制の維持についての御意見については、参考意見として承ります。 費用対効果については、手続きのオンライン化により必要となるコストに対して申請者及び行政に	無

		る「なりすまし」を容易にし、不正受給の温床となる危険性が極めて高いと考えます。不正利用を防ぐための本人確認や生存確認の厳格化について、どのような具体的な防止策を講じるのか明示してください。 2. 高齢受給者の不利益防止とアナログサポート体制の維持について 恩給の受給者は非常に高齢です。行政側の利便性向上や負担軽減を目的としたデジタル化・ペーパーレス化が、IT 機器に不慣れな高齢者にとって「手続きのブラックボックス化」となり、かえって混乱や不安（デメリット）をもたらす恐れがあります。また、紙の証書の添付を一律に不要とすることが、証書を頼りに手続きをしてきた高齢者の理解を得られるのか疑問です。オンライン手続きの導入後も、従来通りの書面での手続きや、丁寧な人的サポート体制を決して縮小・後退させないことを確約してください。 3. 恩給制度の実情を踏まえた本改正の必要性和費用対効果について 現在、恩給制度は既存の対象者への支給が中心であり、新たな受給者はほぼ皆無で、制度としては実質的に終息に向かっています。このような状況下において、このタイミングで新たにシステム改修等を伴うマイナンバー連携やオンライン化を実施する合理的な理由が見当たりません。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の目標達成ありきで、実情に	おいて軽減される添付書類の取得・発行等の負担軽減効果を試算した結果、効果が上回るものと判断しております。	
--	--	---	---	--

		合わないシステム投資（税金の投入）を行っているのではないのでしょうか。本改正に伴う行政コストと、実質的な受益者数を比較した費用対効果について、国民が納得できる十分な説明を求めます。		
3	個人	意見(1):旧証書の返納不要化に伴う、悪用防止のための「適切な廃棄方法」の周知について 【該当箇所】 改正の概要:1 改正の概要(証書等の添付又は返還を求めている全ての手続について、その返納を求めないこととする点) 【意見の要旨】 不要となった紙の証書が手元に残り続けることによる、第三者への流出や悪用を防ぐため、受給者に対する「適切な廃棄方法」の注意喚起をオンラインシステムや案内文書に組み込むことを提案します。 【具体的な改善案と理由】 改正案では受給者の負担軽減のために証書等の返還(返納)を求めない方針が示されており、利便性向上の観点から賛同いたします。しかし、効力を失った「紙の証書」が回収されずに受給者や遺族の手元に残り続けると、親族が有効なものと誤認して混乱したり、紛失等により第三者に渡って詐欺などに悪用されたりするリスクが懸念されます。 そこで、法改正を伴うことなく、実務上の工夫として以下の対応を提案します。 1. オンライン申請完了後の画面および受付完了メールにおいて、「お手元の古い証書は無効となりましたので、ご自身でシュレッダー等を用いて確実に裁断の上、破棄してください」という趣旨の	本件は、新たにオンラインによる手続を追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書の返納を求める規定等を整備するものであって、支払い自体に必要な手続について変更するものではないことから、本件によって、不正受給が生じるとは考えておりません。 なお、運用に関する御意見については、参考意見として承ります。	無

		注意喚起を明記する。 2. 紙の申請手続きを行う窓口や、自治体向けの事務処理マニュアルにおいても、同様の廃棄指導を行うよう明文化する。 これにより、国の回収コストを発生させることなく、証書の悪用リスクを大幅に低減できます。 意見(2):「損傷による再交付」申請時の添付不要化に伴う、虚偽申請防止のための同意チェック項目の導入について 【該当箇所】 改正の概要:1 改正の概要(恩給証書等の損傷により恩給証書等の再交付を申請する場合に、当該損傷した恩給証書等の添付を不要とする点) 【意見の要旨】 現物添付を不要とすることによる「なりすまし」や「虚偽の二重取得」を防ぐため、申請画面や用紙に、誠実な申請を誓約・同意させるチェックボックスを設けることを提案します。 【具体的な改善案と理由】 破損した証書の提出義務をなくすことは、オンライン手続きを完結させる上で非常に効果的です。一方で、実際には紛失している(あるいは手元にあっても他人に譲渡している等)にもかかわらず、損傷したと虚偽の申告をして再交付を何度も受けるような不正申請を物理的に防ぐことが難しくなります。 そこで、以下の比較的容易に導入可能な水際対策を提案します。 1. オンライン申請の入力項目、および紙の再		
--	--	--	--	--

		交付申請書に、「以前の証書は破損等により使用不能となっていることを誓約します(万が一、古い証書を発見した場合は速やかにご自身で破棄してください)」という確認事項(同意チェックボックス)を必須項目として追加する。 これによって申請者に心理的な抑止力を与え、不正・誤用によるトラブルを未然に防ぐことが期待できます。 意見(3):高齢の受給者層を想定した「代理申請手続き」の解説資料の提供について 【該当箇所】 改正の概要:1 改正の概要(恩給関係請求手続をオンラインでも行えるようにする点) 【意見の要旨】 恩給受給者には高齢者が非常に多いことから、本人によるオンライン申請が困難なケースを想定し、親族や成年後見人等がスムーズに代理申請を行えるマニュアルを整備・公開することを提案します。 【具体的な改善案と理由】 手続きのオンライン化自体は利便性を高める素晴らしい施策ですが、恩給の当事者世代が自力でスマートフォンやパソコンからマイナポータル等を使いこなしてオンライン申請を行うのは、技術的なハードルが極めて高いと考えられます。 結果としてオンライン化の恩恵が十分に届かない懸念があるため、以下の対応を提案します。 1. 受給者本人だけでなく、ご家族や成年後見人、福祉関係者などが代理でオンライン申請を行う		
--	--	---	--	--

		場合の具体的な操作手順(代理人登録の方法など)をまとめた、分かりやすい「代理申請かんたんマニュアル(Q&A 付)」を総務省ホームページ等で作成・公表する。 オンライン化の普及率を高めるとともに、受給者本人の孤立や申請漏れを防ぐことにつながります。 意見(4):オンライン化の移行期における「従来の紙による申請も変わらず可能であること」の広報強化について 【該当箇所】 改正の概要:1 改正の概要(オンライン化の実施および添付書類の不要化) 【意見の要旨】 デジタル対応が難しい高齢受給者や家族が「スマホやパソコンを使わなければ受給できなくなるのではないか」と不安を抱かないよう、従来の紙による申請手続きも継続されることを広報物で強く発信することを提案します。 【具体的な改善案と理由】 改正案の報道資料や概要では「オンライン化」や「デジタル対応」が前面に出ているため、高齢の受給者側で「自分にはもう手続きができなくなるかもしれない」という不要な不安や混乱が生じるおそれがあります。 そこで、以下の容易な配慮を提案します。 1. 制度改正を知らせるパンフレットやウェブサイトのトップページ等に、「これまで通りの紙の申請書による窓口や郵送での手続きも、引き続き		
--	--	---	--	--

		き、一切の不利益なくご利用いただけます」という旨を、大きな文字や分かりやすい表現で明記して周知する。 これにより、デジタル移行期における受給者への精神的な安心を提供し、円滑な制度移行が可能となります。		
4	匿名	請求手続きをオンラインで行えるようにすることは賛成です。だからといって、オンラインで完結することに反対です。オンラインは絶対に守られるものではありません。サーバー攻撃が絶対に回避できることなど絶対にありえません。国だからと慢心しているようにしか感じられません。恩給証書を求める者には恩給証書を添付してください。	本件は、新たにオンラインによる手続を追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書の返納を求める規定等を整備するものであって、裁定時の恩給証書の交付を廃止するものではありません。	無
5	個人	国民の為の改正とおもうが、やはり、公務員以上は、しっかりもらえるようにしてて、改正はあくまで、書類に書いていただけたと思うので、信じません。納得出来ない	本件は、恩給又は国会議員互助年金の請求者等の手続負担軽減を図るものであり、意義があるものと考えております。	無
6	匿名	第 44 号様式の改正趣旨を明らかにしてください。	本件は、恩給給与細則（昭和 28 年総理府令第 67 号）第 44 号書式の現行の規定が、①該当の年金証書の写し②年金額改定通知書（の原本）③年金振込通知書（の原本）のいずれかを添付する必要があると解されるため、当該手続のオンライン完結を妨げることとなっていることなどから、所要の改正を行うものです。	無
7	個人	対象箇所 恩給証書等の添付・返納を不要とする改正（概要資料及び新旧対照表該当箇所） 意見	賛同の御意見として承ります。 また、運用に関する御意見については、参考意見として承ります。 なお、本件は、新たにオンラインによる手続を追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書	無

		本改正は、個人番号を利用した情報連携及びオンライン申請への対応として、恩給証書等の添付・返納を不要とし、行政手続の簡素化を図るものであり、その方向性に賛同します。 一方で、紙媒体による確認を廃止する以上、制度設計においては不正受給、虚偽申請及びなりすまし等のリスクを十分考慮した運用が重要であると考えます。 近年の行政サービスは利便性の向上が進む一方、不正手口も高度化しています。そのため、制度は利用者の善意のみを前提とするのではなく、不正行為が一定数発生し得ることを前提として設計し、誠実な利用者の利益と制度の公平性を守ることが重要です。 個人番号による情報連携を添付書類の代替とするだけでなく、恩給台帳、再交付履歴、支給履歴、死亡情報その他法令上利用可能な情報を行政側で自動照合し、不一致又は異常が認められる案件のみ重点的に審査する運用を推進していただきたいと考えます。また、再交付の頻度や通常と異なる申請パターン等についてもデータ分析等を活用した異常検知を実施することで、業務負担を増やすことなく不正防止の実効性を高められると考えます。 あわせて、不正受給や虚偽申請が判明した場合に	の返納を求める規定等を整備するものであって、支払い自体に必要な手続について変更するものではないことから、本件によって、不正受給が生じるとは考えておりません。	
--	--	---	---	--

		は、既存法令に基づく返還請求等の措置を適切に実施するとともに、その取扱いを分かりやすく周知することも、不正抑止及び制度への信頼確保の観点から有効であると考えます。 利便性の向上と不正防止は対立するものではなく、行政が保有するデータを活用したリスクベースの審査を充実させることで両立できると考えるため、今後の制度運用において御検討いただくことを要望します。		
8	匿名	受給対象の国会議員向けの恩給についてデジタル化されとのことで、手間が格段に減ることから情報公開を合わせ行うよう希望する。 申請者・支給対象者と支給額を公表して欲しい。	恩給又は国会議員互助年金の各人の受給状況については、個人情報に該当するため、公表対象としておりません。	無
9	個人	【意見書】 「恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）」に関する意見 総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室 御中 標記省令案について、以下のとおり意見を提出いたします。 本改正は、令和 8 年 4 月からの個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携の開始、および同年 10 月からの恩給関係請求手続のオンライン化に伴い、恩給証書の添付・返納を不要とするものであり、請求者の手続負担軽減と利便性向上を図る点で評価で	本件は、書面による手続を廃止するものではなく、新たにオンラインによる手続を追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書の返納を求める規定等を整備するものであって、支払い自体に必要な手続について変更するものではないことから、本件によって、不正受給が生じるとは考えておりません。 そして、マイナンバーの利用は必要な情報連携を行う場合に限っており、新たにマイナンバー（カード）による情報管理の一元化を行うものではありません。 また、恩給事務でマイナンバーを利用することは、受給者への配付物等で周知を行ってまいります。 引き続き、受給者サービスの向上や情報の適正	無

		きます。 その上で、以下の点を強く要望します。 １．現金給付が残存する場合の振込実施の徹底 現状、恩給の受取方法として「指定した郵便局の窓口で直接現金により受け取る方法」が存続しています。現金受取は盗難・紛失リスクや窓口対応の負担を伴い、受給者・行政双方にとって非効率です。現金給付を選択している場合についても、原則として口座振込を実施・推進し、振込への移行を容易にする措置（例：公金受取口座との連携強化、簡易な口座変更手続）を講じてください。これにより、安全性・効率性が向上し、行政コストの削減にもつながります。 ２．恩給証書紛失後にマイナンバーカードへ一元化する場合の表記義務 改正により恩給証書の添付・返納が不要となり、事実上マイナンバー（カード）による情報管理に一元化される方向です。証書を紛失した場合や再交付を求めない場合、マイナンバーカードが実質的な証明手段となります。 ついては、マイナンバーカードの券面または関連アプリ・表示画面に、「恩給受給者である旨」や「恩給に関する証明機能を有する」ことを明確に表記する仕組みを導入してください。これにより、受給者本人が容易に確認でき、窓口等での混乱を防止できます。	な管理に取り組んでまいります。	
--	--	--	------------------------	--

		3. その他の意見・懸念点 - オンライン化・マイナンバー連携が進む一方で、デジタル機器の操作に不慣れな高齢者（恩給受給者の多くを占める）が不利にならないよう、従来の紙手続や窓口支援を十分に残し、丁寧な周知・サポート体制を確保してください。 - 情報連携の拡大に伴う個人情報漏洩リスクを最小限に抑えるため、セキュリティ対策の強化と、受給者への明確な説明を徹底してください。 - 改正後も、恩給の適正な支給を確保するため、不正受給防止の仕組みを維持・強化してください。 以上の点を踏まえ、受給者の利便性と安全性を両立した改正となるよう、御検討をお願いいたします。		
10	個人	恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）第二条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令第三条第一項において「前条第三号に規定する厚生労働大臣の確認書」と規定しているが、第二条の各号列記部分は「書類」を規定しており、そのうち同条第三号の書類そのものを添えて差し出すことを求めるだけであれば、単に「前条第三号の書類」と規定すれば足りるのではないか。原案の意味するところは「(数多ある) 厚生労働大臣の確認書のうち前条第三号に規定するもの」という迂遠な特定を行っているように読め、そのように規定しなければな	原案は、現行規定を前提として、本件に必要な改正を行おうとするものであり、原案のままとさせていただきます。	無

		らない事情も見当たらないため、「前条第三号の書類」とわかりやすく規定いただきたい。		
11	匿名	日頃より、恩給制度の適切な運用および関連制度の整備にご尽力いただき、心より敬意を表します。このたびの「恩給給与細則等の一部を改正する省令」に関連いたしまして、受給者における手続の利便性および確実な権利行使の観点から、新たな仕組みの導入に関する提案を申し上げます。 行政手続のオンライン化が進められる一方で、受給者の中にはマイナンバーカードを所持していない方や、デジタル機器の操作が困難な方もいらっしゃいます。そのため、手続方法がオンラインのみに偏ることなく、多様な受給者の実情に応じた申請手段が確保されることが必要であると考えられます。 つきましては、家族や代理人がまとめて手続を行える仕組みの構築や、自治体等の窓口において担当者がその場で入力サポートを実施できる体制の整備など、利用者に寄り添った柔軟な対応策をご検討いただきたく存じます。 すべての受給者が円滑かつ確実に手続を完了できるよう、制度設計および運用面での配慮をお願い申し上げます。	本件は、書面による手続を廃止するものではなく、新たにオンラインによる手続を追加するに際して、所要の規定を整備するものです。 御提案については、参考意見として承ります。 引き続き、受給者サービスの向上に取り組んでまいります。	無
12	匿名	【意見の概要】 恩給給与細則等の一部を改正する省令案におけるマイナンバーを利用した情報連携の導入および添付書類の省略化について、請求者の負担軽減という	本件は、書面による手続を廃止するものではなく、新たにオンラインによる手続を追加するに際して、所要の規定を整備するものです。また、恩給事務でマイナンバーを利用することは、受給者へ	無

		方向性自体には理解を示すが、以下の点について慎重な運用と懸念の払拭を求める。 【理由・意見詳細】 1. 高齢者層への配慮と誤記入・トラブル防止策について 恩給受給者およびその遺族は高齢層が中心である。請求書等への個人番号記入欄の追加や情報連携の導入にあたり、記載方法の誤りやマイナンバーカードの不携帯・未取得等によって手続きが遅延・あるいは混乱が生じるリスクはないか。システム移行期におけるサポート体制を明確にすべきである。 2. セキュリティとプライバシー保護の担保 行政機関間での情報連携にあたっては、厳重な情報管理体制が不可欠である。過去の行政手続きにおける情報漏洩や紐付け誤りのトラブルが報じられている中、恩給という極めてデリケートな個人情報および金銭給付に関するデータ連携において、どのような安全確保措置が講じられているのか、一般向けに分かりやすく透明性のある説明を行うべきである。 3. 添付書類省略による例外的な不利益の排除 情報連携の導入により従来の添付書類が省略される一方で、システム上の不具合やデータ反映のタイムラグによって審査が滞るケースを想定し、請求者に予期せぬ不利益が生じないような柔軟な救済・経過措置を設けることを求める。	の配付物等で周知を行ってまいります。 また、総務省が定める個人情報等の適切な管理に関する規程を遵守して個人情報等を取り扱っております。 引き続き、受給者サービスの向上や情報の適正な管理に取り組んでまいります。	
--	--	--	---	--